

法人化準備委員会方針案

目次

1. 連携会員	2
2. 総会	3
3. 会長・副会長	3
4. 役員会	4

1. 連携会員

○選任時期

- ・クオリティコントロールの観点から、従前どおり、会員の選任と併せて各期末に選任することとする。
- ・就任に先立ち、連携会員への事前説明を十分に行うこととする。

○定年

- ・会員と同じく「満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職することとする。

○任期

- ・任期3年、再任可（ただし、通算12年まで）とする。
※12年には、現行制度における会員としての任期を含まず、連携会員としての任期を含む（法人発足時の特例あり）。

○若手登用

- ・連携会員のうち49歳以下の割合を2割以上とすることを目指す。

○令和8年10月の特例

- ・現行の会員（25-26期）、連携会員（25-26期、26-27期）は、本人の意思を確認の上、任期を3年延長する。
- ・新規の連携会員を選任しないことから、必要があれば、第27期の特例として連携会員（特任）にて対応する。なお、法人発足後1年を目途に新たな連携会員の任命（任期2年）を行うことも考えられる。

2. 総会

- ・総会の開催時期について、2～3月、6月、10月に原則として対面（オンライン併用）の総会を開催することとする。
※2～3月の総会について、期間は1日の開催とする。
- ・このほか、緊急時等の会長が認めた場合に限りフルオンライン又はメール審議により総会を開催することができるこことする。
なお、緊急時は迅速なメール審議を行うことができるようとする。
- ・総会の招集要件として、(一定数)の会員が、議案を示して総会の招集を会長に求めることとする。
- ・議案の提出についても同様に、(一定数)の会員により議案を提出できることとする。

→人数要件：

- ・250名の10分の1である25名
- ・現行要件と同数の30名
- ・現行要件30名の会員に占める割合（7分の1）と同等の35名
(会員が250名の場合)

3. 会長・副会長

- ・副会長は引き続き3名とし、その他に会員のうちから会長が任命する会長補佐（仮称）を若干名置くことができることとする。
- ・会長補佐は機動的に設置できるようにするために、規定上は、職務を明示しない。
- ・現行の副会長の職務規定において、財務などを明確化する。

＜イメージ＞

（副会長の職務）

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の財務等の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること

4. 役員会

○役員会の機能

- ・役員会は、基本的に現行の幹事会と同様の構成・機能・運用とする。
- ・原則として、月1回開催する。また、役員会終了後は記者会見を行う。

○役員会の構成

- ・役員会の構成「会長、副会長、会員から会長が指名する者」のうち、会員から会長が指名する者として、部長、副部長、幹事を規定する。
- ・事務局、会長補佐（仮称）は説明者として役員会に参加できることとする。
- ・自由闊達な意見交換を行うため、役員会への監事のオブザーバー参加は認めないこととする。

※会長等と監事の信頼関係の構築は重要であるため、会長等が定期的に監事に役員会の内容等を報告することとする。

○役員会の審議事項

- ・基本的に現行の幹事会審議事項と同様の事項とする。

※ただし、総会決議事項、会長の決定事項を除く。

- ・財務や労務について役員会の審議事項として明記する。

○会長の決定事項

- ・委員会や各部が内容を精査しているものについては、柔軟に意思決定できるよう、会長の決定事項とする。
(例：国際会議への派遣者の決定、分科会、小委員会の委員の決定、協力学術研究団体の承認)
- ・会長の決定事項であっても、会長は必要に応じて役員会の意見を聴くことができるこことする。